

# しない、させない 不法投棄 やめよう野外焼却

不法投棄は  
**犯罪**です。



不法投棄は、「**廃棄物の処理及び清掃に関する法律**」

によって**禁止**されています。

これに違反した場合、**下記の処罰**を受けます

● 不法投棄を行った者(未遂を含む)

**5年以下の懲役**または  
**1000万円以下の罰金**  
が科せられます。



● 法人等の場合

**3億円以下の罰金**  
が科せられます。



※廃棄物の処理を委託された者が不法投棄を行った場合、委託した者にも罰則が科せられます。

## 不法投棄物の処理について

投棄者、土地又は建物の占有者(占有者がいない場合は管理者)の順番で撤去する責任があります。  
不法投棄された廃棄物は、原則として、市が管理している土地以外は撤去することはありません。

## 不法投棄の予防策として

土地の管理者は、草刈やロープを張るなどして空き地への不法投棄を誘発しないような環境づくりをしましょう。  
市民の皆さん一人ひとりが自覚を持って、不法投棄がされないよう監視をしましょう。



 不法投棄についてのご相談は、下記にご連絡ください。

福井市環境廃棄物対策課

TEL.20-5398

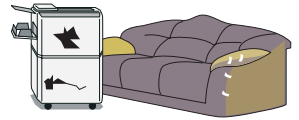
または、最寄りの警察署・交番にご相談ください。

# 不法投棄ごみの処分方法

決められた方法で  
きちんと処分しましょう

■ **一般ごみ** …… 指定のごみ袋に入れて、指定された収集日に**ごみステーション**に出す。

■ **粗大ごみ** …… **指定の処理施設**に持ち込む。(有料となります)



■ **家電4品目** …… 郵便局でリサイクル券を購入し、指定業者に持ち込む。  
収集運搬許可業者に回収を依頼する。(有料となります)

(エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)



## 野外焼却(野焼き)は、法律で**禁止**されています。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2により、一部の例外を除き、野外焼却(野焼き)は禁止されています。

ドラム缶やブロックを積んで作った簡易焼却炉で  
焼却することも**禁止**

また、堤防や用排水路などの清掃で回収したごみを  
焼却することも**禁止**



野外焼却は、環境上の問題だけでなく、煙や悪臭、火災予防の点からも周囲の迷惑になります。  
ごみは、福井市のごみの分け方・出し方に従って、決められた日に決められた場所に出してください。

## 例外として認められている**野外焼却**

(※周辺の迷惑となる場合は、行政指導の対象となります)

- 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないもの  
(稲わらや焼畑農法など)
- どんと焼き等の地域の行事での焼却
- 国または地方公共団体がその施設の管理を行うためのもの
- たき火その他日常生活を営む上で通常行われる軽微なもの

必ず安全を  
確認してね



このような焼却を行う場合でも、風向きや天候に注意し、周辺の迷惑にならないようにしてください。



福井市市民生活部 環境事務所 環境廃棄物対策課

福井市大手3丁目10-1 TEL(0776)20-5398